

生駒市と民間事業者等との事業連携協定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が民間事業者等と締結する事業連携協定及び包括連携協定（以下「事業連携協定等」という。）について必要な事項を定めることにより、市と民間事業者等とが、それぞれ保有する資源を連携事業において互いに活用することで、地域の課題解決を図り持続的に発展できるまちづくりの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間事業者等 連携事業を自ら実施する意思及び能力を有する民間事業者、NPO法人等の法人又は任意団体等であって、国及び地方公共団体以外の団体をいう。
- (2) 連携事業 事業連携協定等に基づき、市と民間事業者等とが連携・協働して地域の課題解決に向けて行う事業であって、民間事業者等が自らの意思により行う反対給付を伴わない役務又は物品の提供その他これに類する行為（実費相当の費用負担を伴うものを含む）によるものをいう。
- (3) 事業連携協定 主に特定の分野での連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、市及び民間事業者等双方の合意の上で締結する協定をいう。
- (4) 包括連携協定 幅広い分野での連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、市及び民間事業者等双方の合意の上で締結する協定をいう。

(連携事業及び民間事業者等の基準)

第3条 事業連携協定等の対象とする連携事業及び民間事業者等の基準は次のとおりとする。

- (1) 連携事業の内容が次のいずれにも該当しないこと
 - ア 民間事業者等の直接的な営業又は広告宣伝のみを目的とするもの
 - イ 特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反対するための政治的・宗教的教育を目的とするもの
 - ウ 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務若しくは商品を提供するもの
 - エ 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
 - オ その他連携事業としてふさわしくないもの
- (2) 民間事業者等又はその民間事業者等が実施する事業活動が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法令等に違反する行為を行っているもの又はこれに類するもの
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第

- 2 条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
- ウ ギャンブルに係るもの（公共的団体が実施するものを除く）
- エ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- オ 暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する者）の関与が認められるもの
- カ 人権侵害の事象があったもの又はこれに類するもの
- キ その他事業連携協定等の対象としてふさわしくないもの
（事業連携協定等の締結）

第4条 市は、前条の基準に照らし適当と認めるときは、事業連携協定を締結することができる。

2 前条第1号及び第2号の基準を満たす連携事業のうち、特定の分野に限ることなく、地域の課題解決やまちづくりの幅広い分野において連携事業を進めるものとして、次に掲げるすべての条件に該当するときは、包括連携協定を締結することができる。

- (1) 複数の連携事業で構成され、市総合計画の「まちづくりの目標」の半数以上に寄与するものであること。
- (2) 協定締結時点で取組み可能な事業があり、当該事業に関し事業担当部門と連携して実施できる見込みがあること。
- (3) 定期的に協議の場が設けられ、将来、より広い分野の連携事業が期待できること。

3 前2項の規定により事業連携協定等を締結する場合は、連携事業の目的、内容、有効期間その他必要な事項を明記した協定書を作成するものとする。

4 事業連携協定等は、法令、条例、規則及びこの要綱を除く市が定める要綱に基づく手続に、影響を与えないものとする。

（知的財産の取扱い）

第5条 市及び民間事業者等は、連携事業において知的財産権等の対象となるべき発明又は考案をした場合は、相手方に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該知的財産権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、双方協議して定めるものとする。

（事業連携等の公表）

第6条 市は、事業連携協定等を締結した場合は、記者発表、ホームページへの掲載その他適切な方法により、速やかにその内容を公表するものとし、民間事業者等においても同様に公表できるものとする。

（協定の終了期日）

第7条 市及び民間事業者等は、連携事業の実施期間等を考慮した上で、事業連携協定の終了期日を定めるものとする。

2 包括連携協定の終了期日は、当該協定を締結した日の翌日から起算して3回目の3月31日とする。ただし、有効期間満了の前に両者協議の上で有効期間を3年間で限度に延長できるものとし、以降も同様に延長できるものとする。ただし、市又は民間事業者等に

特別の事情がある場合は、この限りでない。

(連携事業の把握)

第8条 市は、事業連携協定等に基づいて実施した連携事業に係る次の各号について把握するものとする。

- (1) 事業名
- (2) 事業実施期間
- (3) 事業目的及び事業内容
- (4) 事業の成果
- (5) 前各号に掲げるもののほか、連携の実態を把握するために必要な事項

(市からの協定の解除)

第9条 市は、民間事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業連携協定等を解除することができる。

- (1) 第3条第1号及び第2号に掲げる基準のいずれかに該当したとき。
- (2) 監督官庁から営業の取消し、停止その他これらに類する処分を受けたときその他事業連携協定等の相手方として必要な資格が欠けたとき。
- (3) 事業譲渡、事業廃止その他の理由により、事業連携協定等に係る事業を行わなくなると認めるとき。
- (4) 事業連携協定等の履行に際し、民間事業者等又は民間事業者等の従業員の責めに帰すべき事由により、市又は第三者(市の職員を含む。)に損害を与えたとき。
- (5) 市に対する信頼関係を破壊する行為その他の背信行為があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市が事業連携協定等の存続を不相当であると認めるとき。

(市又は民間事業者等からの協定の解除)

第10条 市又は民間事業者等は、天災その他いずれの責めにも帰さない事由により、連携事業の実施が困難と判断した場合は、事業連携協定等の解除を申し出ることができる。ただし、連携事業が天災その他不可抗力時の実施を目的とする場合を除く。

(施行の細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業連携協定等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。